

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米寿会の役員報酬について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事長、理事、監事をいう。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は別表1による。

(役員報酬)

第4条 理事長以外の理事は無報酬とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のために出張する場合は、別表2により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費支給とする。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成21年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

別表 1

1. (報酬の額)

(1) .理事長の報酬は月額 200,000 円とし、勤務実態に応じて支給するものとし、理事長の地位にあることのみによって支給しない。

2. (報酬の支払日)

報酬の支給は、当月分を当月 26 日に支払う。

3. (法定控除)

報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

別表 2

旅 費	宿 泊 費	日 当 1 日	そ の 他
実 費	実 費	2,000 円	実 費